

「半島税制」で、 お得に設備投資！

税負担
軽減

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

法人税・所得税の軽減（国税）

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特例）できます。

固定資産税などの軽減（地方税）

道府県・市町村によっては、国の財政支援の下で、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇されています。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（注1,2）

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物（注3）



中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長5年間！

国税の優遇（割増償却）は5年間。地方税も多くの道府県や市町村が事業税、不動産取得税、固定資産税を3年間優遇。



■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細は最寄りの税務署または市町村の半島振興担当窓口にお問い合わせください。

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上※2		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額。

※2 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 地方税優遇措置のイメージ（市町村による固定資産税の特例措置の例）

一般的な地方税優遇措置に関する条例の例を記載しています。

各地域で適用される優遇措置の具体的な要件などは各市町村・道府県の半島振興担当部署にお問い合わせください。

〇〇市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	
対象設備	家屋、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
特例内容	固定資産税の税率を、3年度に限り、〇〇市税条例第△条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率とする。 (1) 初年度分 100分の0.14 (2) 第2年度分 100分の0.35 (3) 第3年度分 100分の0.70
適用期限	令和7年3月31日まで（条例の適用期限）

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

詳しい制度の内容がわかる動画を公開中！！

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=F6VQAc211Mc>



半島税制に関するお問い合わせ先

国税優遇措置

お近くの
税務署へ

地方税優遇措置

お近くの
道府県・市町村へ

半島振興対策全体

国土交通省半島振興室へ

T e l : 03-5253-8425

(注1) 国税優遇措置については、半島振興法に基づく「産業振興促進計画」を作成している市町村（令和3年2月時点で半島振興対策地域内全市町村作成済み）内（**過疎地域を除く**）において、**当該計画の対象業種の事業者が行った設備投資**に適用。

地方税優遇措置については、当該計画が作成されている市町村内（**過疎地域を除く**）における設備投資であって、**条例で優遇措置の適用がある旨規定**されている場合に適用。

(注2) 「**農林水産物等販売業**」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等）

「**情報サービス業等**」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等

(注3) 各地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは各市町村の半島振興担当部署にお問い合わせください。